

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年^{大蔵省令}労働省令第一号）

改正案	現行
<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五十八条第二項第十三号又は法第五十八条の二第一項第十一号の規定による金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他金融庁長官及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理若しくは媒介に係る業務の種類又は方法を変更する場合</p> <p>四 （略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第四十五条 （略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「労働金庫等」、「労働金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 労働金庫等 次に掲げる者</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ハ 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第五十八条第二項第十三号又は法第五十八条の二第一項第十一号の規定による金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、<u>国民生活金融公庫</u>、独立行政法人雇用・能力開発機構その他金融庁長官及び厚生労働大臣の指定する者の業務の代理若しくは媒介に係る業務の種類又は方法を変更する場合</p> <p>四 （略）</p> <p>（金庫の子会社の範囲等）</p> <p>第四十五条 （略）</p> <p>2 前項第二号に規定する「労働金庫等」、「労働金庫等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>一 労働金庫等 次に掲げる者</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>（新設）</p>

二・三 (略)

3 5 11 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第九十七条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第一百一条までにおいて同じ。)の額(第百条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ 二 (略)

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二 5 四 (略)

五 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(株式会社日本政策金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

六 6 七 (略)

2 3 3 (略)

二・三 (略)

3 5 11 (略)

(銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第九十七条 銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等(同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第一百一条までにおいて同じ。)の額(第百条第二項において「単体信用供与等総額」という。)は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

一 前条第一項に規定する貸出金に係る次に掲げる額の合計額

イ 二 (略)

ホ 信用保証協会が債務の保証をした貸出金であつて中小企業金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金額

二 5 四 (略)

五 前条第四項第一号に規定する社債に係る信用保証協会の債務の保証相当額(中小企業金融公庫により当該保証に保険の付されているものの額のうち当該保険金相当額に限る。)

六 6 七 (略)

2 3 3 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第九十四条の二に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特定預金等」という。)、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条に規定する特定預金等

ニ・ト (略)

三 (略)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 (略)

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ・ロ (略)

ハ 法第九十四条の二に規定する特定預金等(ハを除き、以下「特定預金等」という。)、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等

ニ・ト (略)

三 (略)

○ 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省令第一号）
大蔵省令第一号

改正案	現行
<p>（銀行等）</p> <p>第四条 法第九条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（銀行等）</p> <p>第四条 法第九条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 商工組合中央金庫</p> <p>二 七 （略）</p> <p>（新設）</p>